

農地法第3条の規定による許可申請書（農地所有適格法人用）

下記農地の を したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。※¹

令和 年 月 日

名取市農業委員会会長 様

申請者
譲渡人 氏名（又は名称） 印※2

譲受人 名称
代表者氏名

⑩※2

- 1 申請者の氏名、住所等（国籍等※3は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

当事者	氏 名	年 齢	職 業	住 所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間及 び在留期間 の満了の日	認定経営 発展法人 (該当す る場合)
譲渡人				電話 () —				
譲受人				電話 () —				

- ## 2 許可を受けようとする土地の所在等

市 区 町 村 名		名取市					
所在・地番	地 目		面 積 ㎡	所有者 氏 名 又は名称	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合		
	登記	現況			所有者が登記簿 と異なる場合	権利の種類 ・ 内容	権利者の氏名 又は名称
計	筆数	筆	㎡	(田	㎡、 畑	㎡)	

- ### 3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

- (1) 権利の種類 _____
- (2) 移転（設定）の時期 令和____年____月____日 ・ 許可決定後 _____
- (3) 土地引渡の時期 令和____年____月____日 ・ 許可決定後 _____
- (4) 賃貸借（使用貸借）期間 令和____年____月____日 ～ ____年間
- (5) 移転（設定）の対価、賃料等 10 a 当り _____円 総額 _____円
- (6) 信託契約の内容（信託の引受けによる権利取得の場合）【信託要件】農地法 3 条 2 項第 3 号 _____

- 4 農地所有適格法人が現に所有権等を有する農地等の利用状況^{※4}【全部効率利用要件・転貸要件】農地法3条2項第1号、第5号

	所 有 地			所有権以外の土地		
	自作地 ^{※5}	貸付地 ^{※5}	非耕作地 ^{※6}	借入地 ^{※5}	貸付地	非耕作地 ^{※6}
田	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
畑	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
樹園地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
採草放牧地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
非耕作地となっている農地等がある場合、所在・状況及び理由 ^{※6}						

5 農地所有適格法人の事業の種類、売上高及び権利取得後の事業計画 【農地所有適格法人要件】農地法2条3項第1項

	事業の種類			売上高		
	農	業 ^{※7}	左記農業に該当しない事業の内容	農	業 ^{※9}	左記農業に該当しない事業 ^{※9}
	生産する農畜産物 ^{※8}	関連事業等の内容				
3 年前（実績） ^{※10}				千円	千円	
2 年前（実績）				千円	千円	
1 年前（実績）				千円	千円	
初年度（実績 又は見込み）				千円	千円	
2 年目（見込み）				千円	千円	
3 年目（見込み）				千円	千円	

- 6 構成員の状況 【農地所有適格法人要件】農地法2条3項第2号

構成員区分	理事等である者	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地※11	国籍等※11	議決権数			農地等の提供面積		農業への従事日数		農業委員会の取組関係の内容 構成員の氏名
					在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会	権の種別	面積※12	前年実績	見込み	
		(構成員区分 1～6 の場合に記載)							(構成員区分 1 の場合)		(構成員区分 2 の場合)	
	☐											
	☐											
	☐											
	☐											
	☐											
農業関係者※13（構成員区分 1～4， 6）の議決権の割合									%	関連事業者（構成員区分 5）の割合		%

※構成員区分：1-所有権又は使用収益権を提供した者及び提供することが確実と認められる者 2-常時従事者^{第14}

3→基幹的な農作業の委託をしている個人 4→農地中間管理機構 地方公共団体 農業協同組合又は農業協同組合連合会

5→法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者 6→承認会社

- 7 理事等の状況 【農地所有適格法人要件】農地法2条3項第3号

[illegible]

※複数市町村にまたがる場合には、合計面積と市町村毎の面積を併記のこと。

8 農作業に従事する者の数等の状況※16 【全部効率利用要件】農地法3条2項第1号

	従事状態	農作業経験の状況※17	通作距離等※18
現在の状況	常時雇用している労働力（人）		
	臨時雇用している労働力（人）		
今後の見込み	常時雇用している労働力（人）		
	臨時雇用している労働力（人）		

※農地等が転貸される場合は、別紙の1（貸付要件の例外※19）、賃借権が設定された農地等の所有権を取得する場合には別紙の2（全部耕作要件の例外※20）についてもそれぞれ記載して下さい。

9 農地所有適格法人の機械等の所有状況※21 【全部効率利用要件】農地法3条2項第1号

	農 機 具					家 畜				
種 類	トラクター	耕耘機	田植機	コンバイン		牛	豚	鶏		
確保済	台	台	台	台		頭	頭	頭		
導入予定	台	台	台	台		頭	頭	頭		
上記数量のうち、リース契約がある場合はその内容※21： 今後導入予定の機械等がある場合は資金繰りの内容※22：										
作付（予定）作物の内容及び面積			作物名称※23 作付面積㎡			作物名称 作付面積㎡		作物名称 作付面積㎡		

10 農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響※24 【地域との調和要件】農地法3条2項第6号
申請者自身が想定される影響について記載して下さい。

11 その他参考となるべき事項※25

譲渡（賃貸）しようとする事由_____

譲受（賃借）しようとする事由_____

12 添付書面※26 （□：必須、△：該当する場合のみ添付）

- ☐土地の全部事項証明書
- ☐定款又は寄附行為の写し
- ☐組合員名簿又は株主名簿の写し
- △関連事業者が構成員であることを証する書面及びその構成員との間で締結した契約書の写し（構成員区分に5の関連事業者がある場合）
- △農商工連携法等の法律に基づく認定を受けたことを証する書面の写し（関連事業者が構成員である場合に、農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合）
- △承認会社が構成員であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（構成員区分に6の承認会社がある場合）
- △単独申請の根拠書類※27（農地法施行規則10条第1項各号に該当する場合）
- △別紙※28（様式例第1号の4）（1貸付要件の例外に該当する場合※19、2全部耕作要件の例外に該当する場合※20、3区分地上権等を設定する場合）
- △その他参考となるべき書類※29（土地の位置図、解約意思の確認書（賃借権が設定された農地等の所有権を取得する場合）、耕作証明願、意見書、その他（ ））

許 可 指 令 書

名農委指令第 号

本申請は、許可します。

令和 年 月 日

名取市農業委員会会長

印

記載要領【様式例第1号の3記載用】

- ※1 「農地」「所有権」「移転」の表記は、それぞれ必要に応じて、「採草放牧地」「賃借権・使用貸借による権利・その他の使用収益権（〇〇）」「設定（期間〇〇年間）」と訂正して記載して下さい。
- ※2 申請者の氏名又は代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略できます。
- ※3 国籍等は、その法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- ※4 「所有権等」とは所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を表し、「農地等」とは農地及び採草放牧地を表します。
- ※5 「自作地」「貸付地」「借入地」は、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載して下さい。なお、「所有権以外の土地」欄の「貸付地」は、下記18の貸付要件の例外に該当する土地をいいます。
- ※6 「非耕作地」は、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて記載し、生産調整によって非耕作となっている農地も含みます。非耕作地の状況及び理由としては、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」「～のため〇年間休耕中である」等、耕作又は養畜の事業に供することができない旨を記載して下さい。
- ※7 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
- （1）その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- イ 農畜産物もしくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
- ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- エ 農業生産に必要な資材の製造
- オ 農作業の受託
- カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
- （2）農業と併せ行う林業
- （3）農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- ※8 「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- ※9 「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- ※10 「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- ※11 6の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」並びに7の「国籍等」の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください。（ただし、申請書の6の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしているものに限る。）
- 「国籍等」は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- ※12 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- ※13 「農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。
- 複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- ※14 「農作業への常時従事者」欄は、権利取得後において、耕作又は養畜の事業を行う場合に必要とする農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）に常時従事する者である場合に選択して下さい。
- ※15 「農作業への従事日数」は、耕作又は養畜の事業を行う場合に必要とする農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にある日数等を、「年間〇日間」「〇月～〇月」「通年（〇月を除く）」等と記載して下さい。
- ※16 「農作業に従事する者の数等の状況」は、耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事内容について、権利取得者等及び雇用者それぞれ個人毎にその状況を記載して下さい。
- ※17 「農作業経験の状況」は、「農作業歴〇年」や「農業技術修学歴〇年」等と記載して下さい。
- ※18 「通作距離等」は、申請の対象となる農地等までの平均距離又は移動時間を記載して下さい。
- ※19 所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行っている農地等を貸し付け、又は賃入れしようとする場合（転貸）は、貸付要件の例外事項として別紙の1の該当箇所の口を☑にして下さい。
- ※20 申請の対象となる農地等に賃借権が設定されているため、権利取得者等が自ら耕作又は養畜の事業を行うことができない場合には、全部耕作要件の例外事項として別紙の2の該当箇所の口を☑にして下さい。
- ※21 「機械等の所有状況」は、農機具及び家畜について現に所有している確保済分と導入予定分に区分し、「リース契約」の対象のものも含めて記載して下さい。なお、既存の「リース契約」又はその予定がある場合は、機械等の所有状況の内数としてその種類と数量を下欄に記載して下さい。
- ※22 「資金繰りの内容」は、機械等を導入する計画がある場合に、自己資金又は金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なもの）等資金の調達方法について記載して下さい。
- ※23 「作物名称」は、生産する農畜産物の名称を種類ごとに記載して下さい。今後作付けする予定の場合は、名称の後に（予定）と追記して下さい。
- ※24 「農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響」は、権利取得者等が予定している農作業を実施した場合に、周辺の農地等にどのように影響するのか想定される範囲で記載して下さい。例えば、「周辺地域の水利調整への参加見込み」「無農薬や

- 減農薬に取り組む地域での農薬使用に関する計画」「周辺地域の実勢の借賃と申請対象農地の借賃予定額との乖離」等です。
- ※25 「その他参考となるべき事項」は、申請書を提出する農業委員会において指示された事項を記載して下さい。
- ※26 添付した書面の箇所の口又は△を、■又は▲のように印して下さい。
- ※27 「単独申請の根拠書類」は、競売や和解、民事調停等、当該案件に応じた書類を添付して下さい。
- ※28 「別紙」は、括弧書きに該当する3つのいずれかに該当する場合に、必要事項を記載のうえ添付して下さい。
- ※29 「その他参考となるべき書類」は、申請書を提出する農業委員会において指示された書類を添付して下さい。例示されていない書類を添付する場合は、その他の箇所にその書類の名称を記載して下さい。

当事者	氏名（名称）	住所（主たる事務所の所在地）	国籍等	備考（職業、事業内容等）
譲渡人		電話（ ） —		
譲受人		電話（ ） —		

別紙

1 貸付要件の例外に該当する場合＜農地法 3 条 2 項第 5 号＞

※所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行っている農地等を貸し付け，又は質入れしようとする場合（転貸）には，下記いずれかの□を☑にしてください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡，農地法第 2 条第 2 項に掲げる事由によりその土地について耕作，採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合。
- ☐ その土地の水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間，稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合。
（表作の作付面積＝ ， 裏作の作付面積＝ ）

2 全部耕作要件の例外に該当する場合＜農地法 3 条 2 項第 1 号、同法施行令 2 条 1 項第 2 号＞

※申請の対象となる農地等に賃借権が設定されているため，権利取得者等が自ら農作業を行うことができない場合には，下記の□を☑にしてください。（両方とも該当していることを要します。）

- ☐ 賃借権等の存続期間の満了その他の事由により，権利取得者等が当該農地等を自ら耕作又は養畜の事業の用に供することが可能となる時期が明らか（申請時から 1 年以内）である場合。
- ☐ 上記時期の到来により，直ちに権利取得者等自らが，現に所有する機械等，農作業に従事する者の数等を勘案し耕作又は養畜の事業の用に供することが可能である場合。

3 区分地上権等を設定する場合＜農地法 3 条第 2 項ただし書＞

※民法269条の 2 第 1 項の規定による地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定又は移転については, 下記に，事業・計画の内容（権利取得の目的，設置物の内容等），周辺の土地，作物，家畜等の防除施設の概要及び関係権利者等の同意又は調整の状況について記載して下さい。

事業・計画の内容